

相談室 Q&A

雇用保険関係

Q

雇用保険給付の支給申請期限と時効との関係で留意すべき点とは何か

雇用保険の各給付の支給申請について、その期限が過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間であれば申請できると聞きました。ただ、給付金によって申請期限や時効の起算点が異なるとのことですが、申請漏れがないように気をつけるべき点があればご教示ください。
(大阪府 M社)

A

過去分の^{そきゅう}遡及申請は実務的に分かりづらい上、時効完成による受給権消滅のリスクも伴うことから、申請漏れを防ぎ被保険者が確実に受給できるためには、支給申請期限までに申請することを心掛けるべき

回答者 近藤友幸 こんどう ともゆき 社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

1. 申請期限と時効との関係

「支給申請期限」とは支給申請をするに当たり設けられた一定の期限のことをいい、その趣旨は法令ごとに異なりますが、申請期限の経過は受給権自体を消滅させるものではありません。ただし、法令によっては申請期限経過後の申請が認められないことがあります。

これに対し、「消滅時効」とは一定期間権利が行使されなかったことにより、その権利が消滅する制度のことをいいます(民法167条等)。

雇用保険の各給付においては、法令上支給申請期限を経過した後でも、受給権自体が時効消滅するまでは申請することが可能です。

しかし、長期にわたって申請を怠りこれを放置すれば、時効の完成により受給権が消滅し給付が実現されない結果、受給者の生活が不安定となるおそれがあります。また、過去分の申請は、その審査に時間がかかり支給決定を遅らせる面もあることから、申請漏れを防ぎ、迅速に受給できるようにするため、支給申請期限は遵守すべきです。

ところで、支給申請期限を経過したとしても、時効の完成により受給権が消滅しない限り、遡及して過去分の申請が可能(以下、遡及申請)となりますが、実務的に分かりづらい点でもあります。

以下では、企業の担当者が取り扱うことの多い高年齢雇用継続基本給付金と育児休業給付金を例に遡及申請について説明します。

2. 遡及申請①～高年齢雇用継続基本給付金～

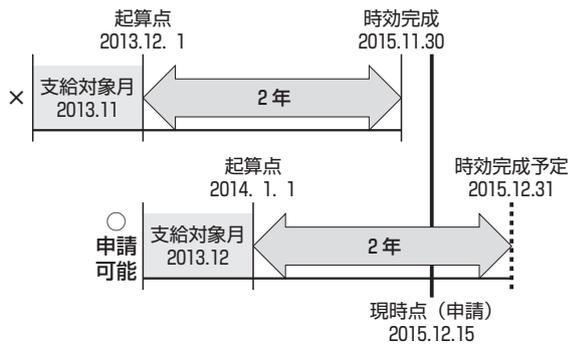
高年齢雇用継続基本給付金は「支給対象月」ごとに受給権が発生します(申請期限は支給対象月の初日から起算して4カ月以内)。支給対象月とは、「支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月(暦月)で、かつ当該月の初日から末日まで継続して被保険者であった月」のことをいいますが、当該給付金の消滅時効の完成も支給対象月ごとに判断されるため、時効の完成による受給権消滅の効果も暦月単位で発生します。

つまり、支給対象月の末日の翌日から起算して時効の2年を経過し、消滅時効が完成した分は、当該月の初日から末日までの1カ月分全体が消滅することとなり、いまだ消滅時効が完成していない支給対象月の分のみ申請が可能となります。

この点、現時点からさかのぼって2年前の日の分まで日割りで申請できると考えるわけではありませんので、ご注意ください。

仮に、現時点を2015年12月15日であるとすると、2013年11月分の受給権の消滅時効は同年12月1日を起算点として2年後の2015年11月30日を経過す

図表1 高齢雇用継続基本給付金の遡及申請の例



ることにより完成します。すなわち、現時点までに2013年11月分の受給権は時効完成により消滅していることから、それ以前の月の分に対する申請は不可能になり、2013年12月以降の分につき、申請が可能となります[図表1]。

3. 遡及申請②～育児休業給付金～

育児休業給付金は支給単位期間ごとに受給権が発生し、その消滅時効の完成は「支給単位期間」ごとに判断されます（申請期限はハローワークの通知する支給単位期間の初日から起算して4カ月を経過する日の属する月の末日）。支給単位期間とは、「育児休業開始日から起算して1カ月ごとに区切った場合（区切られた1カ月の間に育児休業終了日または子が1歳に達する日が含まれる場合は、その育児休業終了日または子が1歳に達する日の前日まで）の各期間」をいいます。

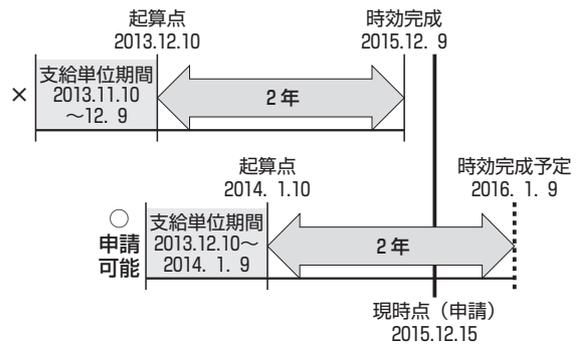
この点、高齢雇用継続基本給付金と異なり暦月を単位としないので、1回当たりの期間は「月の初日から始まりその末日に終わるもの」とは限りません。

ただ、1回当たりの支給につき暦月ではなく支給単位期間を1単位としている点、消滅時効の起算点が「支給単位期間の末日の翌日」である点を除き、消滅時効の完成についての考え方は高齢雇用継続基本給付金と同じです。

よって、起算点から2年を経過し時効が完成した支給単位期間の分については、その支給単位期間全体の受給権が消滅します。

同様に、現時点を2015年12月15日とし、育児休業開始日が2013年11月10日であるならば、初回の支給単位期間は「2013年11月10日から同年12月9日」、第2回の支給単位期間が「同年12月10日から

図表2 育児休業給付金の遡及申請の例



2014年1月9日」となり、育児休業終了日まで同様のサイクルが続いていくことになります。

そして、先ほどの例と同様に現時点を2015年12月15日であるとする、育児休業給付金の初回の支給単位期間の消滅時効は、2013年12月10日を起算点として2年後の2015年12月9日の経過により完成します。

すなわち、現時点までに初回の支給単位期間の分の受給権が時効完成により消滅していることから、これに対する申請は不可能となり、現時点でいまだ時効が完成していない2回目の支給単位期間（2013年12月10日～2014年1月9日）以降の分につき、申請が可能となります[図表2]。

4. その他の留意点

高齢雇用継続基本給付金を受給しながら、60歳台前半の老齢厚生年金を同時に受給する場合、同年金の一部が支給停止となります（厚生年金保険法附則11条の6、平成6年附則26条）。

そのため、60歳台前半の老齢厚生年金を受給中の方が高齢雇用継続基本給付金を遡及申請し支給決定を受けると、過去にさかのぼって併給調整の対象となり、すでに受給済みも含め60歳台前半の老齢厚生年金の一部が支給停止となります。

結果として、すでに受給済みの60歳台前半の老齢厚生年金の一部を、今後支給されることになる年金の内払いとして調整しなければならない事態が生じる可能性があります（厚生年金保険法39条2項）、今後支給されることになる年金の手取り額が少なくなるおそれもあります。

このような不都合を回避するためにも、支給申請期限までに申請することを心掛けるべきです。